

## 「改訂3版 賃貸不動産管理の知識と実務」(改正等に伴う修正)

法令等の改正により本文の内容を下記のとおり一部変更いたしましたので、ご案内申し上げます。

頁数	内容	修正後	修正前
↓賃貸住宅管理業者登録制度のQ&A(国土交通省)の変更に伴う修正			
110~111	第1編第3章 遵守事項 3 金銭受領の通知 1行目から2行目	借主から受領した口座振替手数料は、口座振替に係る契約に基づく金額であり、管理受託契約により受領した場合は、貸主に通知する必要があるが、管理受託契約により受領したのではない場合は、貸主に通知する必要はない(Q&A準則)。	借主から受領した口座振替手数料は、口座振替に係る契約に基づく金額であり、管理受託契約に基づくものではないから、貸主に通知する必要はない(Q&A準則)。

2017.10.13現在